

減資等による欠損填補の税務上の取扱い

新聞報道によると、三菱自動車が、早期復配に向けて平成 25 年 5 月 24 日の取締役会において、6 月の株主総会で承認を得た後、8 月に減資等による欠損填補を行うことについて決議したとのことです。具体的には、資本金及び資本準備金を減少させてその他資本剰余金に振り替えた後に、その大半を欠損填補に充てる予定とのことです。そこで今回のトピックスでは、減資等による欠損填補の税務上の取扱いについて解説したいと思います。

(1) 資本金及び資本準備金のその他資本剰余金への振替

① 法人税の取扱い

資本金を減少させてその他資本剰余金に振り替えた場合には、資本金が減少し、減少額と同額の資本金等の額が増加するため、資本金等の額に変動が生じないこととなります（法人税法施行令 8 条 1 項 12 号）。資本準備金を減少させてその他資本剰余金に振り替えた場合には、資本金等の額が減少し、減少額と同額の資本金等の額が増加するため、資本金等の額に変動が生じないこととなります。

また、減資により資本金が 1 億円以下になり一定の中小企業や中小企業者等に該当することとなった場合には、法人税の優遇規定の適用を受けられるようになり法人税の負担が軽減されます。

② 地方税の取扱い

法人税の取扱いと同様に資本金等の額に変動が生じないため、資本金等の額の規模に応じて負担額が定められている法人住民税均等割や資本金等の額を課税標準とする法人事業税資本割に影響がありません（地方税法 52 条、72 条の 12、312 条）。

また、減資により資本金が 1 億円以下になった場合には、法人事業税の外形標準課税の対象法人ではなくなります（地方税法 72 の 2）。

(2) その他資本剰余金による欠損填補

① 法人税の取扱い

企業会計上、「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」こととされていますが（企業会計原則第一 一般原則三）、「利益剰余金が負の残高のときにその他資本剰余金で補てんするのは、資本剰余金と利益剰余金の混同にはあたらないと考えられる」ことから、その他資本剰余金による欠損填補が認められています（自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 61 項）。

税務上は、資本金等の額及び利益積立金額の増減規定に欠損填補に関する定めがな

いことからすれば、資本取引と損益取引とをより厳格に区別しているため、欠損填補の場合でも資本金等の額を利益積立金額に振り替えることは認められず、資本金等の額及び利益積立金額に変動が生じないこととなります（法人税法施行令 8 条、9 条）。

② 地方税の取扱い

法人税の取扱いと同様に資本金等の額に変動が生じないため、法人住民税均等割については影響がありません。

法人事業税資本割については、資本金又は資本準備金を減少させて計上したその他資本剰余金のうち欠損填補に充てた部分の金額を資本金等の額から控除することとされているため（地方税法 72 条の 21 第 1 項 3 号）、法人事業税資本割の負担が軽減されます。

(3) まとめ

減資等による欠損填補が行われた場合には、資本金が減少し法人税の負担が軽減されることがありますし、資本金等の額が減少し法人事業税資本割の負担が軽減されます。なお、資本金が減少し法人事業税の外形標準課税の対象法人ではなくなった場合には、必ずしも税負担が軽減されるわけではないので慎重な判断が必要とされます。

中村慈美税理士事務所

税理士 中村 慈美

税理士 小松 誠志

〒 107-0052

所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス

TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856

e-mail info@nakayoshi-tax.com

事務所 HP <http://nakayoshi-tax.com/index.html>

中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編(M & A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 重加算税/仮装の事実がないと認定した事例 平成 16 年 5 月 19 日裁決 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成 21 年 3 月 31 日回答
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件（申立審（東京地方裁判所）） 他 「ブルドックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」（商事法務）に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出まで行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。